

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

関東神奈川厚生年金 事案 9187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から同年5月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。この時期に転勤したが、勤務は継続していた。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事データから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店において申立人と同日の昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の転勤前の事業所における資格喪失日が同日となっていることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同

年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年3月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から5年8月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年9月1日まで

私は、平成3年3月1日から5年12月31日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、私の記憶している給与額と著しく相違している。一部の期間ではあるが、給与明細書の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成3年3月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほか、多数の元従業員も同日付けで、それぞれの資格取得日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成3年10月から4年1月までの給与明細書、同年5月から同年12月までの給与明細書及び5年6月から同年11月までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「平成3年頃から会社の業績は悪く、給料の遅配や減額も行われていた。」と述べていることから、当時、A社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂

正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年3月から同年12月までは11万8,000円、4年1月から5年8月までは53万円に訂正することが必要である。

関東神奈川厚生年金 事案 9189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から21年6月まで

父は、昭和15年6月から21年6月までA社にB職、C職としてD業務をしていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社にB職、C職としてD業務をしていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、既に解散している上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社、同社E事業所、同社F事業所及び同社G事業所の被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和17年6月から19年9月までの期間は労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法における被保険者は、筋肉労働者の男子工員のみとなっているところ、上記のとおり申立人はB職、C職としてD業務に従事したとしているが、C職はその業務内容から労働者年金保険法の適用対象者ではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は昭和20年10月10日、同社E事業所は同年9月1日、同社F事業所は同年9月30日、同社G事業所は同年10月16日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。